

秋田県総合生活文化会館条例の一部を改正する条例案について

県民文化政策課

1 改正理由

秋田県総合生活文化会館の運営を指定管理者が主体的に行うことができるようにするため、利用料金制を導入する必要がある。

2 改正内容

- (1) 秋田県総合生活文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合の利用料金の収受、承認、減免及び不還付について定めることとする。（第11条～第14条関係）
その他所要の規定の整備を行うこととする。

3 施行期日等

- (1) この条例は、一部を除き、平成23年4月1日から施行することとする。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

新	旧
<p>(使用料の徴収)</p> <p>第五条 第三条各号に掲げる施設(以下「音楽ホール等」という。)</p> <p>を 使用する者から使用料を徴収する。</p> <p>2・3 略</p> <p>(使用料の不還付)</p> <p>第七条 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、その一部又は全部を還付することができる。</p> <p>一 使用者の責めに帰することができない理由により音楽ホール等を使用することができなくなったとき。</p> <p>二・三 略</p> <p>(指定管理者の業務)</p> <p>第九条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 第二条第三号 に掲げる業務</p> <p>三 略</p> <p>2 略</p> <p>(利用料金の收受)</p> <p>第十一条 第八条の規定により会館の管理を指定管理者に行わせる場合は、指定管理者は、音楽ホール等を使用する者から利用料金を自己の収入として收受するものとする。この場合において、第五条から第七条までの規定は、適用しない。</p> <p>(利用料金の承認)</p>	<p>(使用料の徴収)</p> <p>第五条 第三条各号に掲げる施設</p> <p>を 使用する者から使用料を徴収する。</p> <p>2・3 略</p> <p>(使用料の不還付)</p> <p>第七条 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、その一部又は全部を還付することができる。</p> <p>一 使用者の責めに帰することができない理由により施設等を使用することができなくなったとき。</p> <p>二・三 略</p> <p>(指定管理者の業務)</p> <p>第九条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 第二条第三号及び第四号 に掲げる業務</p> <p>三 略</p> <p>2 略</p>

第十二条 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これを変更するときも、同様とする。

2 知事は、前項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る利用料金が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。

一 別表第一の規定を基準として定められていること。

二 第九条第一項各号に掲げる業務の適切な運営に要する費用に照らし妥当なものであること。

三 特定の使用者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3 知事は、第一項の承認をしたときは、当該承認をした利用料金を公告するものとする。

4 指定管理者は、第一項の承認を受けた利用料金を会館において公衆の見やすいように掲示しておかなければならない。

(利用料金の減免)

第十三条 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

(利用料金の不還付)

第十四条 指定管理者が既に収入として收受した利用料金は、還付することができない。ただし、指定管理者は、使用者の責めに帰することができない理由により音楽ホール等を使用することができなくなった場合その他特に必要があると認めた場合は、その一部又は全部を還付することができる。

第十五条 略

別表第一 使用料（第五条、第十二条関係）

一・二 略

第十一条 略

別表第一 使用料（第五条 関係）

一・二 略